

# 青森県報

第三千二百五号

平成二十二年  
三月一日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出	同	二
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の名称変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出	同	四
右 同	同	四
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	四
右 同	同	四
技能検定試験の施行	労政・能力開発課	五
右 同	同	六
保安林の指定予定	林政課	七
右 同	同	七
道路の区域の変更	道路課	七
教育委員会		
公印の印影を印刷することができる文書の一部改正	(職員福利課)	八
選挙管理委員会		
公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局)		八

### 正 誤

平成二十二年二月一日定例告示中……………(道路課) ……九  
 平成十九年四月十三日定例教育委員会中……………(教育庁) ……一〇  
 ………………(職員福利課) ……一〇

## 告 示

### 青森県告示第百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	弘前市大字南大町一丁目一	ひいらぎ訪問看護ステーション	弘前市大字南大町一丁目一
			平成三・三・三

### 青森県告示第百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
イサツクメ株式会社	株式会社	名 称	居宅介護事業者
河原市大字八	宮城県仙台市青葉区四	主たる事務所の所在地	
河原市大字八	宮城県仙台市青葉区四	居宅介護の種類	居宅介護
河原市大字八	宮城県仙台市青葉区四	名 称	居宅介護事業所
河原市大字八	宮城県仙台市青葉区四	所 在 地	
河原市大字八	宮城県仙台市青葉区四	変 更 年 月 日	平成 三・三・一

平成二十二年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

青森県告示第百七号

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	指定年月日
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	訪問看護	訪問看護ステーション	十和田市大字奥瀬字中平一五五	三・一・三
株式会社ゆとり	八戸市諏訪二丁目六の一八	訪問看護	ヘルパーステーション	八戸市諏訪二丁目六の一八	三・一・一
ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	弘前市大字南大町一丁目一〇	訪問看護	ひいらぎ訪問看護ステーション	弘前市大字南大町一丁目一〇	平成 三・三・三

青森県告示第百八号

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	社会福祉法人みぎや社	〃
河原市大字八	八戸市大字六の鴨	河原市大字八	八戸市大字六の鴨	河原市大字八	八戸市大字六の鴨	河原市大字八	八戸市大字六の鴨	河原市大字八	八戸市大字六の鴨
短期介護所	〃	通所リハビリテーション	〃	訪問入浴介護	〃	訪問看護	〃	訪問看護ステーション	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	介護施設とわだ健	〃	訪問看護ステーション	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	十和田市長田六の六	〃	十和田市稲生町一三の七	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・一・三	〃

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	区分
八戸市大字	介護予防事業者 名称 主たる所在地							
三ヶ池内町九六の	介護予防 事業の種類							
八戸市大字	名称							
三ヶ池内町九六の	所在地							
八戸市大字	変更 年月日							

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
八戸市大字	八戸市大字	八戸市大字	八戸市大字	八戸市大字
三ヶ池内町九六の	三ヶ池内町九六の	三ヶ池内町九六の	三ヶ池内町九六の	三ヶ池内町九六の
八戸市大字	八戸市大字	八戸市大字	八戸市大字	八戸市大字
三ヶ池内町九六の	三ヶ池内町九六の	三ヶ池内町九六の	三ヶ池内町九六の	三ヶ池内町九六の
八戸市大字	八戸市大字	八戸市大字	八戸市大字	八戸市大字

青森県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
三和工業株式会社	三和工業株式会社	居宅介護支援事業者 名称 主たる所在地
弘前市大字小	弘前市大字小	居宅介護支援事業所 名称 所在地
三ヶ池内町九六の	三ヶ池内町九六の	変更 年月日



平成二十二年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所	廃止年月日
医療法人 恩幸会	弘前市大字石川字石川九七		介護予防訪問介護	弘前市大字石川一丁目二五の二	平成三〇・二・一
社会福祉法人ファミリ	三戸郡五戸町字姥堤三四の一		介護予防訪問看護	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	三〇・一・三
	石川訪問看護ステーションやすらぎ				
	ハビネス訪問看護ステーション				

青森県告示第百十四号

平成二十二年前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施

工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ

施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 単一等級

塗料調色（調色作業）

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十二年六月七日（月）から同年九月十二日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日を行う。

2 学科試験

(一) 平成二十二年七月二十五日（日）に実施する職種

三級

造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(二) 平成二十二年八月二十二日（日）に実施する職種

一級及び二級

造園、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

(三) 平成二十二年八月二十九日（日）に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ

(四) 平成二十二年九月五日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金 仕上げ、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー

装飾

(2) 単一等級

塗料調色

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成二十二年四月五日(月)から同月十六日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八

五五六一)へ問い合わせること。

~~~~~

青森県告示第百十五号

平成二十二年全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 三級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上

げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て、電気

機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作

業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造、

冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、

寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラ

スチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・

ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル

張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上

げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、

めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、

電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、

染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、

布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラス

チック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・

ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル

張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上

げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十二年四月一日(木)から平成二十三年三月三十一日(木)

までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験は、平成二十二年四月一日(木)から平成二十三年三月三十一日(木)

までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

四 受検申請書の提出期限

随時受け付けをする。

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて交付する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一  
青森県職業能力開発協会

- 3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話〇一七 七三四 九四二五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八 五五六一）へ問い合わせること。

青森県告示第百十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

むつ市大畑町朝比奈岳（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大畑町朝比奈岳（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

ので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

下北郡佐井村大字佐井字湯ノ川越（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯ノ川越（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び佐井村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年三月三十一日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

|   |    |        |                                        |                                   |           |       |    |
|---|----|--------|----------------------------------------|-----------------------------------|-----------|-------|----|
| 1 | 県道 | 弘前鰯ヶ沢線 | 変更の区間                                  | 前                                 | 敷地の幅員     | 敷地の延長 | 備考 |
|   |    |        | 弘前市大字大森字勝山二六四の一から<br>弘前市大字大森字勝山二七二の一まで | 前<br>四・一七メートルから<br>二・五五メートルまで     | 七五・一七メートル |       |    |
|   |    |        |                                        | 前<br>一〇・〇三メートルから<br>一四・〇〇八メートルまで  | 五八・四五メートル |       |    |
|   |    |        |                                        | 後<br>一四・〇〇三メートルから<br>一四・〇〇八メートルまで | 五八・四五メートル |       |    |

### 教育委員会

青森県教育委員会告示第一号

昭和五十七年十二月二十五日青森県教育委員会告示第十一号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月一日

青森県教育委員会

第十号を第十三号とし、第二号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

- 二 教育職員免許状の更新に係る証明書
- 三 教育職員免許状授与証明書
- 四 青森県教育委員会免許法認定講習に係る学力に関する証明書

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十六号様式の注に次のように加える。

4 「年 月執行」を「第 回」と記載することができる。

第百三十六号様式の二の注に次のように加える。

3 「年 月執行」を「第 回」と記載することができる。

第百三十九号様式の（自動車・船舶の表示板）の注及び（拡声機の表示板）の注に次のように加える。

4 「年 月執行」を「第 回」と記載することができる。

第百三十九号様式の二の（自動車・船舶の表示板）の注及び（拡声機の表示板）の注に次のように加える。

3 「年 月執行」を「第 回」と記載することができる。

第百四十号様式の注2中「注法とする。」を「注法である。」に改め、同注に次のように加える。

4 「 年 月執行」を「第 回」と記載することができる。

第百四十二号様式の注に次のように加える。

6 「 年執行」を「第 回」と記載することができる。

第百四十二号様式の二の注に次のように加える。

4 「 年 月 日 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百四十二号様式の三の注を注1とし、同一の次に次のように加える。

2 「 年 月 日 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百四十二号様式の四に注として次のように加える。

注 「 年 月 日 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百四十三号様式の二に注として次のように加える。

注 「 年 月 日 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百四十三号様式の三の注1中「寸法とする。」を「寸法である。」に改め、同注に次のように加える。

4 「 年 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百七十号様式の注に次のように加える。

4 「 年 月 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百七十号様式の二の注に次のように加える。

4 「 年 月 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百七十一号様式の注に次のように加える。

5 「 年 月 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百七十二号様式の注に次のように加える。

5 「 年 月 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百八十八号様式の二の注1中「寸法とする。」を「寸法である。」に改め、同注に次のように加える。

4 「 年 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百九十三号様式の注1中「寸法とする。」を「寸法である。」に改める。

第百九十四号様式の注1中「寸法とする。」を「寸法である。」に改め、同注に次のように加える。

3 「 年 月 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百九十五号様式の注を注1とし、同一の次に次のように加える。

2 「 年 月 執行」を「第 回」と記載することができる。

第百九十六号様式の注1中「寸法とする。」を「寸法である。」に改め、同注に次のように加える。

3 「 年 執行」を「第 回」と記載することができる。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

正

誤

道 路 課

|                            |          |       |     |   |    |          |              |
|----------------------------|----------|-------|-----|---|----|----------|--------------|
| 発行年月日<br>平成三二・二一<br>第三一九三号 | 区分<br>告示 | 番号    | ページ | 段 | 行  | 誤        | 正            |
|                            |          | 第五三三号 | 五   | 全 | 表中 |          |              |
|                            |          | 第五四四号 | 五   | 下 | 表中 | 国 道 三三八号 | 県 道 九艘泊脇野 沢線 |

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 平成27<br>二七<br>六七<br>七号 | 発行年<br>月<br>日<br>番<br>号 |
| 教育委員<br>会告示            | 区<br>分                  |
| 第七号                    | 番<br>号                  |
| 六                      | ペ<br>ー<br>ジ             |
| 下                      | 段                       |
| 後ろ<br>から<br>一          | 行                       |
| 百枚<br>以上<br>である<br>もの。 | 誤                       |
| 百枚<br>以上<br>である<br>もの  | 正                       |

教育庁職員福利課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目  
番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭